

耐震改修助成制度利用の流れ

①耐震診断の実施

建築士による耐震診断を行い、耐震性が低い（点数1.0未満）ことを確認してください。

②補強計画の立案

耐震診断の結果に基づき耐震改修工事の設計を行ってください。

【耐震改修】 点数1.0以上へ改修する計画（やむを得ない理由があれば1階のみ0.7以上でも可）。

【簡易耐震改修】 別紙の工事内容一覧に該当する改修工事を計画してください。

※点数が向上したとしても、一部の耐震性が低下する改修は対象となりません。

※ ①②は、④の交付申請時点では必ず必要となります。

③補助金交付申請書を提出

希望書の確認・審査後、補助金の交付対象者となった方に、申請書の配布をします。

申請書と添付資料一式を京丹後市建設部都市計画・建築住宅課へ提出してください。

※ 申請は着工前とします。事前着工された場合は補助金の対象になりません。

④交付決定通知書交付

申請書を審査し補助要綱に該当すると確認できた後に、交付決定通知書を交付します。

※これより早く着工された場合は事前着工となりますのでご注意ください

⑤着手届の提出～着工

着手届を提出してから着工してください。

⑥中間検査の実施

（耐震改修のみ、簡易耐震改修は必要ありません）

設計者による中間検査を実施してください。京丹後市も立会を行います。

⑦中間検査報告書の提出

（耐震改修のみ、簡易耐震改修は必要ありません）

⑧実績報告書の提出

改修工事が完了したら添付書類を準備し速やかに実績報告書を提出してください。

最終提出期日 令和6年3月31日

※期日までに提出されない場合は補助金の交付はできません。

⑨交付確定通知書交付

実績報告書を審査し、適切な改修実施が確認できた後に、交付確定通知書を交付します。

⑩補助金請求書を提出

補助金の請求書を都市計画・建築住宅課へ提出してください。

⑪補助金支払

京丹後市より申請者へ補助金の支払を行います。

事前準備

申請・審査

工事

実績報告・審査

補助金支払